

平成30年度

福島町議会定例会12月会議
議会提出議案

説明資料

福島町議会

平成30年度 福島町議会定例会12月会議 議会提出議案説明資料 目次

番 号	件 名	頁
発 委 9	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1
発 委 10	福島町議会基本条例の一部改正について	2
発 委 11	福島町議会会議条例の一部改正について	4
発 委 12	福島町議会議員政治倫理条例の制定について	6
発 委 13	福島町議会参画奨励条例の制定について	13

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ支給月数に改正しております。

今般、町では平成30年8月の人事院勧告の内容に基づき、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「0.05月」引き上げ、現行の「4.40月」から「4.45月」に、平成31年度から6月期及び12月期の支給率を同支給月数に改定することとし、特別職の期末手当についても一般職と同じ内容の改正を12月会議に提案していることから、議会議員の期末手当についても、特別職と同様に年間「4.45月」に引き上げる改正を行うものです。

なお、議会議員の歳費については、本条例第2条に定められており、歳費の計算にあつては特別職の月額給与の平均を基に算出していますが、今回は特別職の給与に改正がないため、歳費の改正はありません。

2 改正の内容について

期末手当の支給率の改定

区 分	6月期	12月期	計
特 別 職	2.225月	2.225月	4.450月
議 員	改定後(A)	2.225月	4.450月
	現 行(B)	2.125月	4.400月
	増減(A-B)	0.100月	▲ 0.050月

3 施行期日について

公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用します。

ただし、平成30年12月の期末手当については、「2.225月」を「2.325月」とします。

4 改正による議員歳費影響額について（議員10名分）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
期末手当	2,038千円×1.15× 4.4ヵ月＝ 10,312,280円	2,038千円×1.15× 4.45ヵ月＝ 10,429,465円	117,185円

5 参考資料【町特別職（3名分）の改正による影響額について】

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
手 当	1,880千円×1.15× 4.4ヵ月＝ 9,512,800円	1,880千円×1.15× 4.45ヵ月＝ 9,620,900円	108,100円

福島町議会基本条例の一部改正について

1 改正の理由について

平成21年度制定の福島町議会基本条例が施行後10年の節目を迎えることから、本年度、福島町議会基本条例諮問会議に議会基本条例全体の見直しを諮問し、11月1日に答申を受けました。

答申の内容を条例に反映させるため、当該条例の一部改正を行うものです。

2 改正の内容について

- (1) 既に実施しているが、基本条例に盛り込むべき事項の追加等
- (2) 住民が単純に「傍聴」「参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正
- (3) 「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充するための改正
- (4) 議決事件の拡大（町民憲章・宣言、友好市町村締結、町花・町木追加）
- (5) 文書質問関連資料の請求の明記
- (6) 専門的知見・公聴会・参考人制度の活用の明記
- (7) 第28条（条例のつくり）の削除

※詳細については、別紙「議会基本条例の一部改正の区分別一覧」参照

3 施行期日について

平成31年4月1日から施行します。

議会基本条例一部改正の区分別一覧

番号	区分	改正条項	内容
1	既に実施しており基本条例に盛り込むべき事項の追加等	第7条第6項	町民に対する議会評価・議員評価の公表
		第8条第5項	一般質問等答弁事項進捗状況調査
		第9条第1項	政策等の予算額の積算根拠
		第10条第3項	議会独自の事務事業評価公表
		第12条第2項	町長等は誠実に対応・回答
		第14条第3項	諮問会議の位置付け
		第21条第1項	第1項の規定は現時点ではなじまないので、事務局職員の自己研鑽に変更
		第21条第2項	事務局職員人事の事前協議
		第24条第3～5項	委員会意見手交、議会事務事業評価
2	住民が単純に「傍聴」「参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って変更	第1条	「参加」⇒「参画」
		第5条第1項	「参加」⇒「参画」
		第5条第5項	「傍聴」⇒「参画」
		第5条第6項	「傍聴」⇒「参画」
		第5条第7項	参画奨励規則⇒参画奨励条例に拡充(条例は別途制定)
		第7条見出し	「参加」⇒「参画」
		第7条第2項	「参加」⇒「参画」
		第7条第7項	「参加」⇒「参画」
		第7条第8項	「参加」⇒「参画」
3	「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充	第4条第2項	区分のとおり(条例は別途制定)
4	議決事件の拡大	第11条	町民憲章・宣言、友好市町村締結、町花・町木追加
5	文書質問関連資料の要求	第12条見出し・第1項	文書質問関連資料の請求追加
6	専門的知見・公聴会・参考人制度の活用	第20条見出し・第1項	区分の制度の積極的活用の規定追加
7	削除	第29条	抽象的でわかりにくいことから削除

※上記以外の改正については、「内容は変わっていないが、表現の変更・文言の整理等」

福島町議会会議条例の一部改正について

1 改正の理由について

平成21年度に会議規則と委員会条例を包含した福島町議会会議条例が施行後10年の節目を迎えることから、本年度、福島町議会基本条例諮問会議の中で、議会基本条例全体の見直しに合わせて協議し、11月1日に答申を受けました。

答申の内容を条例に反映させるため、当該条例の一部改正を行うものです。

2 改正の内容について

- (1) 既に実施しているが、会議条例に盛り込むべき事項の追加等
- (2) 会議規則と委員会条例を合体し整合性等が図られていない部分の調整
- (3) 通年議会への移行で、整理しきれなかった部分の調整
- (4) 請願提出者の説明機会の確保
- (5) 常任委員等の指名
- (6) 住民が単純に「傍聴」「参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正

※詳細については、別紙「議会会議条例の一部改正の区分別一覧」参照

3 施行期日について

平成31年4月1日から施行します。

議会会議条例一部改正の区分別一覧

番号	区分	改正条項	内容
1	既の実施しているが、会議条例に盛り込むべき事項の追加等	第42・61・82・91・101条	意見交換・討議・討論の追加
2	会議規則と委員会条例を合体し整合性等が図られていない部分を調整	第2・10・23・25・26条	議会(本会議)と規定
		第64条第3項	準用規定の欠如していた条項を追加
		旧第152～156条	本会議の規定を準用するよう圧縮(第152条第2項)(第153条第2項)
3	通年議会移行で、整理しきれなかった部分の調整	第18条	同一会期を同一本会議に修正
		第10・67条	会期中を削除
4	請願提出者の説明機会の確保	第83条	提出者の委員会への出席・説明機会の追加
5	常任委員等の指名	第124条	休会中も議長が指名できることとした
6	住民が単に「傍聴」「参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って変更	第134・135条	「傍聴」⇒「参画」

※上記以外の改正については、「内容は変わっていないが、表現の変更・文言の整理等」

福島町議会議員政治倫理条例の制定について

1 制定の理由について

当町においては、平成20年7月1日から「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」を施行し、2元代表民主制の一翼を担う議員の倫理意識の向上に努めてきたところです。

近年、地方議員の倫理意識の欠如とみなされる事件が多発しており、福島町議会議員のさらなる倫理意識向上に資するため、「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」をベースとし、内容を拡充した福島町議会議員政治倫理条例を制定するものです。

2 制定の内容について

「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」からの拡充部分として、次の事項を新たに規定しています。

- (1) 町民の責務
- (2) 審査の請求
- (3) 審査会の設置
- (4) 審査会の職務・権限
- (5) 対象議員の義務
- (6) 審査結果の報告
- (7) 審査結果の措置
- (8) 議長職務の代行

※「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」及び他自治体の条例等を別添参考資料の対照表に掲載しています。

3 施行期日について

平成31年4月1日から施行します。

福島町議会議員政治倫理条例策定参考資料：政治倫理条例比較対照表

項目	福島町議会議員 政治倫理条例(案)	福島町議会議員 不当要求行為等防止条例 第1条 目的 福島町議会議員(以下「議 員」という。)の政治倫理に 関する基本となる事項を定 めることにより、議員が政 治倫理の高揚に努め、 常 に良心に従い誠実かつ公正に その職務を遂行し、 町民に信 頼される議会を進め、 常 にその職務を遂行し、 町民に信 頼される議会に寄与する ことを目的とする。	みどり市議会議員 政治倫理条例 地域主権、地方分権の進展に伴い、地方自 治体の責務は極めて重要となっており、 地方議会の果たす役割も一層大きくなる 中、議会には、より高い倫理観と識見が 求められている。みどり市議会を構成す る議員が、市民全体の代表者として、市 民全体の奉仕者として議員活動を行う際 に遵守すべき行動基準について定める とともに、議員が、倫理に関し改めて認識を 深め、議会に対する市民の信頼を確保し、 民主的な市政の発展に寄与することを目 的とする	桑折町議会議員 政治倫理条例 町政が町民の厳格な信託によるもの であることを認識し、その信託にこ たえないため、町議会議員の政治倫理 に関する規律の基本となる事項を定 めることにより、議員が町民全体の 奉仕者として政治倫理の確立と向上 に努め、常に良心に従い誠実かつ公 正にその職務を行うべきことを促 し、民主的な町政の発展に寄与する ことを目的とする。	門真市議会議員 政治倫理条例 市政が市民の厳格な信託によるも のであることを認識し、その 信託に応えるため、門真市議会 議員の政治倫理に関する規律の基本 となる事項を定めることにより、 議員の政治倫理の意識の向上及び 確立に努め、もって健全で民主的 な市政の発展に寄与することを 目的とする。	
議員の責務	第2条 議員の責務 議員は、二元代表制の一翼を 担う町民全体の奉仕者とし て、自らの役割と責任を深く 自覚し、 研鑽に励み、良心と 責任をもって使命の達成に努 めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する 事実があるとの疑惑を持たれ たとき、その疑惑を解明し、 責任を明らかにするよう努め なければならない。	第2条 議員の責務 議員は、二元代表制の一翼 を担う町民全体の奉仕者と して、自らの役割と責任を 深く自覚し、その使命の達 成に努めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反す る事実があるとの疑惑を持 たれたときは、その疑惑を 解明し、責任を明らかにす るよう努めなければならない。	(議員及び町民の責務) 議員は、町民全体の代表者として、法 政に携わる権能及び責務を深く 自覚し、地方自治の本旨に従っ て、その使命の達成に努めなけれ ばならない。	議員は、町民全体の代表者として、法 政に携わる権能及び責務を深く 自覚し、地方自治の本旨に従っ て、その使命の達成に努めなけれ ばならない。	議員は、市民全体の代表者として、 市政に携わる権能及び責務を深く 自覚し、地方自治の本旨に従っ て、その使命の達成に努めなけれ ばならない。	
町民の責務	第3条 町民の責務 町民は、主権者として自らも 町政を担い、公共の利益を突 現する自覚をもち、議員に対 し、その地位による影響力を 不正に行使させようとする かけを行ってはならない。 第4条 政治倫理基準 議員は、次に掲げる政治倫理 基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者とし て、法令を遵守し、議会・議員 の品位・名譽を損なう行為を 慎み、 常に人格と倫理の向上 に努め、 不正の疑惑を持たれ	市民は、議員の活動、政治姿勢に注目 し、必要に応じ、議員に説明責任を果た すことを求めるものとする。 2.市民は、議員に対し、政治倫理基準に 反するようないかなる働きかけを行ってはなら ないものとする。	議員は、議員の活動、政治姿勢に注目 し、必要に応じ、議員に説明責任を果た すことを求めるものとする。 2.市民は、議員に対し、政治倫理基準に 反するようないかなる働きかけを行ってはなら ないものとする。	議員は、次に掲げる政治倫理基準を 遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品 位及び名譽を損なうような行為を慎 み、その職務に関し不正の疑惑を持 たれるおそれのある行為をしないこ と。 (2) 町民全体の代表者として、常に人 格と倫理の向上に努め、その地位を	議員は、次に掲げる政治倫理基準 を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品 位及び名譽を損なうような行為を慎 み、その職務に関し不正の疑惑を持 たれるおそれのある行為をしないこ と。 (2) 町民全体の代表者として、常に人 格と倫理の向上に努め、その地位を	議員は、次に掲げる政治倫理基準 を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、そ の品位と名譽を損なう一切の行為 を慎み、その職務に関し、不正の 疑惑を持たれるおそれのある行為 をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、常に 人格と倫理の向上に努め、その地
政治倫理基準	第3条 政治倫理基準 議員は、次に掲げる政治倫 理基準を遵守しなければなら ない。 (1) 二元代表制の一翼を 担う町民全体の奉仕者とし て、法令を遵守し、議会及び 議員の品位及び名譽を損な う行為を慎み、不正の疑惑	議員は、政治資金規正法(昭和 23 年法律 第 194 号)、公職選挙法(昭和 25 年法律 第 100 号)、公職にある者等のあつせん行 為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)等の公職にある者 に対して適用される法律その他関係法令 のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守 しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、その品位	議員は、次に掲げる政治倫理基準を 遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品 位及び名譽を損なうような行為を慎 み、その職務に関し不正の疑惑を持 たれるおそれのある行為をしないこ と。 (2) 町民全体の代表者として、常に人 格と倫理の向上に努め、その地位を	議員は、次に掲げる政治倫理基準 を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品 位及び名譽を損なう一切の行為 を慎み、その職務に関し、不正の 疑惑を持たれるおそれのある行為 をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、常に 人格と倫理の向上に努め、その地	議員は、次に掲げる政治倫理基準 を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、そ の品位と名譽を損なう一切の行為 を慎み、その職務に関し、不正の 疑惑を持たれるおそれのある行為 をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、常に 人格と倫理の向上に努め、その地	議員は、次に掲げる政治倫理基準 を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、そ の品位と名譽を損なう一切の行為 を慎み、その職務に関し、不正の 疑惑を持たれるおそれのある行為 をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、常に 人格と倫理の向上に努め、その地

<p>るおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。</p> <p>(2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。</p> <p>(3) 福島町が資本金、補助金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等、福島町が行う許可・請負その他の契約等に関する不正な取扱いをしないこと。</p> <p>(4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。</p>	<p>品を授受その他の行為をしないこと。</p> <p>(2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。</p> <p>(3) 福島町が資本金、補助金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは福島町が行う許可又は請負その他の契約等に関する不正な取扱いをしないこと。</p> <p>(4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。</p>	<p>及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関し、政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>(4) 市(中)が資本金、出資金その他これらに準じるものを出資している法人を含む。が行う工事の請負契約、業務の委託契約、物品の購入契約、指定管理者の指定に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(5) 市の職員(臨時職員等を含む。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 市の職員の採用・昇任に関し、不正に関与しないこと。</p> <p>(7) 市から補助金、交付金等を受けている営利を目的とする法人その他の団体の代表に就任しないこと。</p> <p>(8) 本会議開会時の葬儀・告別式の出席は、親族を除き極力避けること。</p> <p>(9) 新盆及び新彼岸等における金品の提供は行わないこと。</p> <p>(10) 本会議の欠席、早退はその理由を明記すること。</p>	<p>利用していかかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関し、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。</p> <p>(4) 議員が行う寄附及びあいさつ状の頒布について公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定を遵守すること。</p> <p>(5) 町又は町が資本金、出資金その他これらに準じるものを出資している法人(以下「町等」という。)が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約(以下「請負契約等」という。)に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(6) 町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(7) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正に関与しないこと。</p>	<p>位を利用していかかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関し、企業及び団体から政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>(4) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、個人、特定の企業若しくは団体のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、当該職員の権限若、地位による影響力を不正に利用するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 市職員の採用、昇格、人事異動に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと。</p> <p>(7) 市から活動、運営に対する補助金、交付金・助成金の交付、使用料等の減免その他の優遇措置を受けている団体の役員(会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、会計、事務局長、顧問、相談役、これらに準ずる者をいう。ただし、議会推薦による就任を除く。)に就任しないこと。</p>	<p>議員、その配偶者、2親等以内の親族は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町との請負契約等に関する契約を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>2.前項の規定は、議員が実質的に経営に携わる企業(町の出資法人は除く。)について準用する。</p> <p>3.前項に規定する議員が実質的に経営に携わる企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業等をいう。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1を超える出資をしている企業</p>
<p>請負契約等の遵守事項</p>					

	<p>第5条 審査の請求 <u>町民、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をしたと認められるとき、これを証する資料を添えて、町民の総数の50分の1以上のある者の連署、議員にあっては3分の1以上の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。</u></p>		<p>市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をしたと認められるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員にあっては5人以上の者の連署をもって、その代表者は議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。</p>	<p>(2) 法人の業務の執行又は監督を行う権能を有する者として議員に報酬を支払っている企業 (3) 議員が顧問、相談役等に就任する等その経営方針に関与している企業</p> <p>町民、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の3分の1以上の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。</p> <p>2.議長は、前項の規定による審査請求を受理したときは、桑折町長等政治倫理条例（平成21年桑折町条例第28号）第7条の規定に基づき設置される政治倫理審査会による審査を求め、審査請求書及び添付資料の写しを町長に直ちに送付しなければならない。</p>	<p>(審査請求の手続) 議員が、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員3人以上の連署をもって、その代表者から、当該議員が政治倫理基準違反の疑いがあることを証する書面を添えて、町民市議会議長に対し、審査請求をすることができる。</p>
<p>審査の請求</p>		<p>第4条 調査・審査 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。</p>	<p>議長は、前条の規定による審査の請求があつたときは、みどり市政治倫理審査会を設置し、当該審査を付託しなければならない。</p> <p>2.審査会の委員は、8人以内とし、議員の中から議長が委嘱する。</p> <p>3.委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。</p> <p>4.委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5.委員である議員は、自らが審査の対象となつたときは、解嘱されるものとする。</p>		
<p>検査・審査</p>					<p>議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、その結果、審査請求が適当と認められたときは、町民市議会議員政治倫理審査会を設置する。</p> <p>2.審査会の委員定数は、6人以内とし、議員（審査請求の対象となつた議員、審査請求をした議員を除く）の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。</p> <p>3.委員の任期は、当該審査が終了する時までとする。ただし、議員の資格を失つたときは、その任期を終了する。</p>
<p>審査会の設置</p>	<p>第6条 審査会の設置 議長は、前条に規定する調査の請求があつたとき、福島町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」）を設置する。</p> <p>2.審査会の委員は、「被請求議員」、「調査請求議員」、「議長」を除いた全議員で構成し、議長が任命する。</p> <p>3.審査会に、委員の互選により委員長・副委員長を置く。</p> <p>4.委員は、公正・適正に職務を遂行する。</p>				

	<p>5 委員の任期は、審査の終了までとする。</p>				<p>4. 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。</p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。</p>
<p>審査会の職務・権限</p>	<p>第7条 審査会の職務・権限 審査会は、調査請求の適否、第4条に規定する政治倫理基準違反の存否を審査する。</p> <p>2 審査会は、半数以上の委員の出席で成立する。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は、被請求議員・関係者に対し、資料請求・事情聴取等、必要な調査を行うことができる。</p> <p>5 審査会は、被請求議員からの申し出があったとき、弁明の機会を保障する。</p> <p>6 審査会は、原則公開とするが、出席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を口外してはならない。職を退いた後も同様とする。</p>		<p>審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。</p> <p>2. 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3. 審査会は、審査に当たり、市民、学識経験者等からの意見を求めることができる。</p> <p>4. 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長はその旨を公表する等必要な措置を講ずることができるものとする。</p> <p>5. 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。</p>		
<p>対象議員の義務</p>	<p>第8条 対象議員の義務 議員は、前条の規定による求めがあったとき、必要な資料の提出や審査会に出席し、意見を述べ、説明をしなければならない。</p>		<p>対象議員及び関係者は、審査会からの資料の提供や審査会への出席を求められない。これは、これに応じなければならない。</p> <p>2. 対象議員及び関係者は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。</p>	<p>議員は、町倫理条例第8条の規定による求めがあったときは、資産に関する資料その他必要な資料の提出や審査会に出席し、意見を述べ、説明をしなければならない。</p>	<p>審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。</p> <p>(釈明の機会の保障)</p> <p>審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。</p>
<p>審査結果の報告</p>	<p>第9条 審査結果の報告 議長は、審査会における審査(調査)結果を全員協議会において報告するとともに、その要旨を速やかに公表し、その内容を請求した町民の代表者、議員の代表者に通知しなければならない。</p> <p>2. 前項の規定による審査(調</p>		<p>審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。</p> <p>2. 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求をした者の代表者、対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表するものとする。</p> <p>3. 対</p>	<p>議長は、町倫理条例第9条第2項の規定により町長から審査報告書の写しの送付を受けたとき、その審査結果を全員協議会において報告するとともに、その要旨を速やかに公表し、その内容を前条第1項の規定による請求をした町民の代表者、議員の代表者に通知しなければならない。</p> <p>2. 前項の規定による審査報告書の写</p>	<p>審査会は、審査を終えたときは、議長に対してその結果を報告しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る文書の写しを審査請求をした議員、審査対象議員に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。</p>

	<p>査)報告書の写しは、議長において審査報告書の送付を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>3. 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている審査報告書の写しの閲覧を請求することができる。</p>		<p>象議員は、前項の文書の写しを受け取つた日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。なお、弁明書の提出があったときは、弁明書を公表するものとす。</p>	<p>しは、議長において審査報告書の送付を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>3. 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている審査報告書の写しの閲覧を請求することができる。</p>	
<p>審査結果の措置</p>	<p>第10条 審査結果の措置 議員は、自己に関する審査報告書において、その行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされたとき、これを尊重して政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。 2. 議会は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないとき、町民の名譽と品位を守り、町民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずることができる。</p>		<p>議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名譽と品位を守り、市民の信頼を回復するため、各種委員の辞退、議会役職の辞退、議員辞職等の報告その他の必要な措置を講ずるものとす。</p>	<p>議員は、自己に関する審査報告書において、その行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2. 桑折町議会は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないとき又は議会の名譽と品位を守り、町民の信頼を回復するために必要と認められるときは、必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名譽と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 議員の辞職勧告を行うこと。 (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。 (3) 議長が必要と認められる措置</p>
<p>職務関連犯罪に関する説明会</p>				<p>1.職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会 2. 職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会 3. 職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会 4. 職務関連犯罪による有罪確定後の措置</p>	
<p>報告の要求</p>		<p>第5条 報告の要求 議長は、この条例の趣旨に基づき、必要があると認めるときは、町長に対し「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」に規定する記録票等の提出を求めることができる。</p>			
<p>準 用</p>					<p>この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、門真市議会会議規則及び門真市議会委員会条例を準用する。</p>

委 任 議長職務の代行	第6条 委任 この条例の施行に必要な事項は、議長が定める。	この条例の施行に必要な事項は、議長が別に定める。	この条例の施行に必要な事項は、議長が別に定める。
第11条 議長職務の代行 議長が審査の対象となつたときは副議長が、議長・副議長がともに審査の対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。	議長が審査の対象になつたときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。	議長が審査の対象となつたときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。	
附則	平成31年4月1日から施行する。	平成20年7月1日から施行する。	平成25年4月1日から施行する。 平成26年6月23日門真市条例第16号

福島町議会参画奨励条例の制定について

1 制定の理由について

当町においては、平成21年4月1日から「福島町議会傍聴規則」を全部改正し、「福島町議会への参画を奨励する規則」を施行し、住民参画型の議会運営の仕組みづくりに努めてきたところです。

近年、地方議員の減少で定数割れや町村総会などの議論がメディアでも盛んに取り上げられており、住民参画型の議会を目指す必要性が高まっています。このため、「福島町議会への参画を奨励する規則」をベースとし、内容を拡充した福島町議会参画奨励条例を制定するものです。

2 制定の内容について

「福島町議会への参画を奨励する規則」からの拡充部分として、次の事項を新たに規定しています。

(1) 第3条(参画の奨励)に、従来の「待ち」の姿勢から、積極性を持って「町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見等を聴く機会を設ける」と規定し、現実的な議会運営に取り入れようとするものです。

(2) 第6条(参画の手続き)には、これまで受付簿への記載や入場券の規定もありましたが、「参画の手続きは、特に要しない」とし、気軽に参画できる環境の醸成に努めようとするものです。

※これまでの規則の推移を別紙「福島町議会参画奨励規則の条例化対比表」に掲載しています。

3 施行期日について

平成31年4月1日から施行します。

福島町議会参画奨励規則の条例化対比表

傍聴規則(平成16年6月24日施行)	現行(平成21年4月1日施行)	条例案
<p>福島町議会傍聴規則</p> <p>平成16年6月24日 議会規則第1号 <u>福島町議会傍聴規則(昭和50年福島町議会規則第1号)の全部を次のように改正する。</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、<u>傍聴に</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 <u>傍聴席</u>は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p><u>傍聴人の定員</u></p> <p>第3条 一般席の定員は30人とし、うち車椅子用の<u>傍聴</u>を2人分とする。</p>	<p>福島町議会への参画を奨励する規則</p> <p>福島町議会傍聴規則(平成16年6月24日議会規則第1号)の全部を改正する。</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定及び、<u>福島町議会基本条例(以下「基本条例」という。)</u>の理念・原則に基づき、<u>傍聴に</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の規定)</p> <p>第2条 「<u>傍聴</u>」(以下「参画」という。)とは、<u>前条に規定する基本条例の理念・原則に基づき、会議においてその議論等を一方的にきくだけではない、議長</u>の許可を受けて討議に参加することを言う。</p> <p>(参画の奨励)</p> <p>第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、<u>町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見を聴く機会などを設けなければならない。</u></p> <p>(参画席の区分)</p> <p>第4条 <u>参画席</u>は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(参画者の定員)</p> <p>第5条 一般席の定員は30人とし、うち車椅子用の2人分とする。</p>	<p>福島町議会参画奨励条例</p> <p>(条例の目的)</p> <p>第1条 福島町議会基本条例(以下「基本条例」)の理念・原則に基づき、<u>会議は全て公開とし、傍聴(以下「参画」)</u>に<u>関し</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の規定)</p> <p>第2条 「<u>参画</u>」とは、基本条例の理念・原則に基づき、<u>会議においてその議論等を一方的に聴くだけではなく、議長</u>の許可を受けて討議に<u>参画</u>することを言う。</p> <p>(参画の奨励)</p> <p>第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、<u>町民参画の大事な場としてとらえ、町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見等を聴く機会を設ける。</u></p> <p>(参画席の区分)</p> <p>第4条 参画席は、一般席・報道関係者席に分ける。</p> <p>(参画者の定員)</p> <p>第5条 一般席の定員は30人とし、うち車椅子用を2人分とする。</p>

<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所 で自己の住所、氏名及び年齢を<u>傍聴人</u>受付簿に記 入しなければならない。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条 の規定にかかわらず<u>傍聴券</u>を交付することができる。 2 <u>傍聴券</u>は、会議当日所定の場所ですべて先着順により交 付する。 3 <u>傍聴券</u>の交付を受けた者は、<u>傍聴券</u>に記載された 日に限り<u>傍聴</u>することができる。 4 <u>傍聴人</u>は、係員から要求を受けたときは、<u>傍聴券</u> を提示しなければならない。 5 <u>傍聴券</u>の交付を受けた者は、<u>傍聴</u>を終え退場しよ うとするときは、これを返還しなければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 <u>傍聴人</u>は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>傍聴</u> 席に入ることができない。 (1) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼ り、垂れ幕の類を携帯している者 (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット の類を着用し、又は携帯している者 (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、 ラジオその他の音響装置の類を携帯している者 (4) 酒気を帯びていると認められる者 (5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕 著な事情が認められる者</p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、<u>傍聴人</u>に対し、係 員をして、前項第1号から第3号までに規定する 物品を携帯しているか否かを質問させることがで きる。</p>	<p>(参画の手続)</p> <p>第6条 会議に<u>参画</u>しようとする者は、所定の場所 で自己の住所、氏名及び年齢を<u>参画者</u>受付簿に記 入しなければならない。</p> <p>(入場券)</p> <p>第7条 議長は、必要があると認めるときは、前条 の規定にかかわらず<u>入場券</u>を交付することができる。 2 <u>入場券</u>は、会議当日所定の場所ですべて先着順により交 付する。 3 <u>入場券</u>の交付を受けた者は、<u>入場券</u>に記載された 日に限り<u>参画</u>することができる。 4 <u>参画者</u>は、係員から要求を受けたときは、<u>入場券</u> を提示しなければならない。 5 <u>入場券</u>の交付を受けた者は、<u>参画</u>を終え退場しよ うとするときは、これを返還しなければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第8条 <u>参画者</u>は、議場に入ることができない。</p> <p>(参画席に入ることができない者)</p> <p>第9条 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な 事情が認められる者は、<u>参画席</u>に入ることができ ない。</p>	<p>(参画の手続)</p> <p>第6条 <u>参画の手続きは、特に要しない。</u></p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第7条 <u>参画者</u>は、議場に入ることができない。</p> <p>(参画席に入ることができない者)</p> <p>第8条 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な 事情が認められる者は、<u>参画席</u>に入ることができ ない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。 (3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。 (4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発生する行為をしないこと。 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。 (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(係員の指示) 第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置) 第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(係員の指示) 第11条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置) 第12条 参画者がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(参画者の守るべき事項) 第10条 参画者は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 (2) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(係員の指示) 第11条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置) 第12条 参画者がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(参画者の守るべき事項) 第9条 参画者は、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(係員の指示) 第10条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置) 第11条 参画者がこの条例に違反したとき、速やかに制止し、命令に従わない場合は、退場させることができる。</p> <p>附 則 平成31年4月1日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------